第2回函館市パートナーシップ制度検討委員会 発言要旨(令和3年8月23日開催)

分類	内容	発言者
制度の趣旨・ 目的	全ての法の理念・権利とすべき「人権保障」と「個人の尊厳」,また本制度の特徴から「男女の別を超えて」や「多様性を」という文言を入れて尊重し合う社会を,そして成熟した地域社会および国際社会との協調・連携といった文言をい入れるべきである。	藤原副委員長
制度の趣旨・ 目的	人権擁護委員としての観点から、「市民一人ひとりの人権の尊重」という文言を入れ ていただきたい。	松谷委員
制度の趣旨・ 目的	市民が見て、制度の趣旨・目的が一読でわかるということが必要であり、難しい言葉を使わないで規定できればよい。	田中委員
制度の趣旨・ 目的	市民一人ひとりの生活を大事にする制度であるという視点が必要である。	原委員
制度の趣旨・ 目的	今,LGBTの施策を進めていても,時間がたつと忘れ去られることを当事者は一番危惧しているので,地に足の着いた制度とすることを望む。	原委員
証明方法	「宣誓」「登録」「届出」のような費用や時間のかからないものがよい。	和泉委員
証明方法	対象者の負担が軽減されるような形が一番いい。費用面を含めてハードルが低くス ピード感があるものがよい。	松田委員
対象者	事実婚を含めることで、性的少数者の方々に対し、事実婚に準ずる制度という社会的 位置づけを与え、徐々に法律婚に近づけていくというような姿勢を示す上で大きな意 義がある。	藤原副委員長
対象者	パートナーシップという1対1の関係だけではなく、将来的には子どもも含め家族として 認められる制度になることが未来にとって希望になる。	西村委員
対象者	事実婚は現在、法律婚に準ずる手厚い保護を受けていることから、現在の法制度では足りない部分をフォローするという本制度の出発点からすると、LGBTQに限った制度とする方が説得力がある。	田中委員
対象者	今権利が認められていない状態を前提として考えると、LGBTQ当事者同士についてがまずは問題になるが、ゆくゆくはファミリーシップを視野に入れた形での制度設計が望ましい。	田中委員
対象者	現時点で、同性カップルと異性の事実婚カップルのステータスは平等にはなっていないということをしっかりと認識した上で、いずれは整理が必要であるということを言及していく必要がある。	原委員
対象者	事実婚を含めることで、本制度の利用者に異性カップルと平等になると思ってもらえる のではないか。	和泉委員
申請者の要件 (性別)	性別要件は,可能な限り門戸を広げる形がよい。	藤原副委員長 松谷委員 西村委員
申請者の要件 (性別)	性自認が同性であっても戸籍上は異性であると利用できない自治体があるが,当事者の性自認を曲げることになる。一方が性的マイノリティであれば利用できるというような広いものがよい。	原委員

申請者の要件 (居住地)	居住地要件は、一般的な婚姻の場合は、夫または妻の本籍地・所在地両方での申請が可能であることから、一方または双方が市内在住でよい。他者とパートナー関係にあることの確認はあくまで自主的な制度として、申請の中で確認するということでよい。	藤原副委員長
申請者の要件 (居住地)	多くの自治体が市内在住を要件としているなか、居住地要件に市内在住のほか在勤・在学を含めることで制度のメッセージ性が強くなる。また、市の行政サービスを受けることができるのは函館市民に限られることから、対象者を広げてもサービス過剰になることはない。	伊藤委員長
申請者の要件 (居住地)	当事者の中には家族関係の問題で住民票を異動することができない場合もあることから,在住のみではなく在勤,在学を含めることは大切である。周辺の市が制度を導入できるかどうかはそれぞれの自治体の事情があるので,函館市が牽引役として周辺の市町に住む住民にも恩恵を拡大することは検討してもよい。	原委員
申請者の要件 (居住地)	双方市内在住を要件とした場合、転勤などにより一方が市外へ転出した場合、パートナーシップ証明を返還しなければならないのは可哀想ではないか。	西村委員
申請者の要件 (居住地)	住民票などを放置せざるを得ないケースもあることから、在勤、在学に広げることはよい。周辺の住民を含めて性的少数者の方々が生きやすいまちづくりを目指しているということが伝われば、函館に移住するインセンティブにも繋がる。	田中委員
申請者の要件 (居住地)	対象を拡大しすぎると、函館が好きだから制度を利用したいという人が出てきて本末 転倒になる恐れがある。一方が市内在住であれば、函館を選んで居住しているので 問題はない。	松田委員
申請者の要件 (居住地)	日本国内で結婚できないため、海外で結婚するという人もいることから、対象を広げても差し支えないのではないか。	藤原副委員長
申請者の要件 (国籍)	日本国籍を要件としている自治体は見当たらないようなので、函館市も同様でよい。	伊藤委員長
障害事由	申請者以外にパートナーがいることは障害事由となるが、住民票に記載されるものではないので確認が難しい。	伊藤委員長
障害事由	パートナーシップ制度でもフォローできない相続関係などの法律行為のために養子縁組をおこなっている中で、フォロー度合いの低いパートナーシップ制度を利用するために養子縁組を解消させるのは本末転倒。障害事由として明示することは避けた方がよい。	田中委員
申請の手続き (手数料)	法律婚の届出自体は無料だが,婚姻届受理証明書の発行には手数料がかかることから,同様の取扱いとするべき。	藤原副委員長
申請の手続き (手数料)	パートナーシップ制度は法律婚と同じように扱われることはなく, 事実婚と同様でもない中で手数料をとるのは制度の趣旨と合わない。	田中委員
申請の手続き (手数料)	法律婚とメリットが見合う制度であれば、手数料も同様の取扱いとしていいと思うが、 それが達成されていない状況であるので無料でよい。	原委員
申請の手続き (手続方法)	身体的に二人で来庁することが不可能なカップルもいることから,代理人や郵送での 手続きも検討すること。	西村委員
申請の手続き (手続方法)	本人達がカップル関係にあることを市職員の前であっても認知されたくない可能性が ある。	伊藤委員長
申請の手続き (手続方法)	パイロット的制度であるので書類だけでは不安がある。 オンラインでの面談により本人達の意思を確認する方法もある。	原委員

申請者の要件 (居住地)	双方市内在住を要件とした場合、転勤などにより一方が市外へ転出した場合、パートナーシップ証明を返還しなければならないのは可哀想ではないか。	西村委員
申請の手続き (提出書類)	法律婚に準じて、届出書類、戸籍謄本、本人確認書類でよい。	藤原副委員長
申請の手続き (提出書類)	独身書類は外国籍の場合,大使館で婚姻具備証明を発行しない国もあるので,第三 者の承認に一筆書いてもらうといった方法もある。	原委員
通称使用	可とすべき。	田中委員 松谷委員
受領証の返還	市外へ転出した場合などの確認が難しいことから,有効期限を設けることも1つの方法である。30年後も40年後もパートナーシップ関係を確認できるようにするためには,その期間書類を保存しておかなければならない。	伊藤委員長
受領証の返還	有効期限を設けることで、この制度が恩恵的に付与されているという印象を与えてしまう可能性がある。書類の保存年限については永年保存やデータや記録の保存により対応することができる。	田中委員
受領証の返還	解消時に返還すること自体は難しいことではない。一定程度の証明効力があることを 考えると、解消時には返還しますよという内容としても、大きな妨げにはならない。	髙橋委員
受領証の返還	有効期限を設けて,改めて二人の関係を確認し,更新するということもいいのではないか。	原委員
他自治体との 連携	先行自治体ではなく,まず函館がこの制度を立ち上げから,周辺の市町との連携を考えていくことがよい。函館市の制度を道南圏に広げていき,やがて北海道や札幌市とも繋がっていくというイメージ。	田中委員
他自治体との 連携	先行自治体の制度に合わせるのではなく、まず函館でしっかりと軸を作り、函館からの転入が多い周辺の市町に広げていくことが望ましい。	和泉委員
他自治体との 連携	函館市の制度をしっかりとアピールし、転出先の自治体でも認められやすくなっていくといい。	松田委員
他自治体との 連携	自治体間で連携することは、当事者にとっては非常にプライオリティが高い。転勤など によりそれまで受けられていたサービスが受けられなくなるということでは困る。	原委員
根拠規定	函館市の男女共同参画推進条例を確認したところ,前文から基本理念に至るまで,すべて主語が「男女」となっており,性の多様性の視点がないことから,本条例をパートナーシップ制度の根拠とすることは不可能である。 行政手続法上,市の制度や要綱には根拠となる法律が必要であり,パートナーシップ制度を構築するうえで,条例の整理が必要である。	藤原副委員長